
目黒信用金庫の

経営内容報告書



令和5年9月末



目黒信用金庫

■業績等の状況

1. 預金貸出金の状況

(単位:百万円)

	令和5年3月末	令和5年9月末	対3月比
預金残高	191,455	192,133	(100.35%)
貸出金残高	101,678	102,417	(100.72%)
定期積金残高	21,559	20,877	(96.83%)
定期積金契約高	47,428	47,495	(100.14%)

【解説】令和5年9月期の預金貸出金の状況は、地元中心の狭域高密度の営業展開をする中で、皆様のご信託をいただき、預金残高は、前期末（令和5年3月末）に比べ678百万円増加、貸出金残高は、前期末（同）に比べ739百万円増加いたしました。

定期積金につきましては、当金庫の主力商品である「アタック100万円積金」を中心とした営業活動を継続しており、残高は前期末（同）に比べ681百万円減少いたしました。契約高は67百万円増加いたしました。総預金に対する定期積金の契約額、残高の割合である契約高比率（24.72%）および残高比率（10.86%）は、全国の信用金庫の中で、ともに第1位となっております。

2. 預金人格別残高の状況

(単位:百万円)

	令和5年3月末	令和5年9月末	対3月比
個人	152,074	151,993	(99.94%)
法人	39,381	40,140	(101.92%)
一般法人	28,074	28,654	(102.06%)
金融機関	2,843	4,420	(155.44%)
公金	1,331	662	(49.75%)
非課税	5,706	4,954	(86.82%)
任意団体	1,424	1,447	(101.61%)
合計	191,455	192,133	(100.35%)

【解説】当金庫は個人取引層中心に当金庫メイン商品である「アタック100万円積金」や年金相談を推進しております。令和5年9月期的人格別預金残高につきましては、個人預金は前期末（令和5年3月末）と比べ80百万円減少いたしました。法人預金につきましては758百万円増加いたしました。

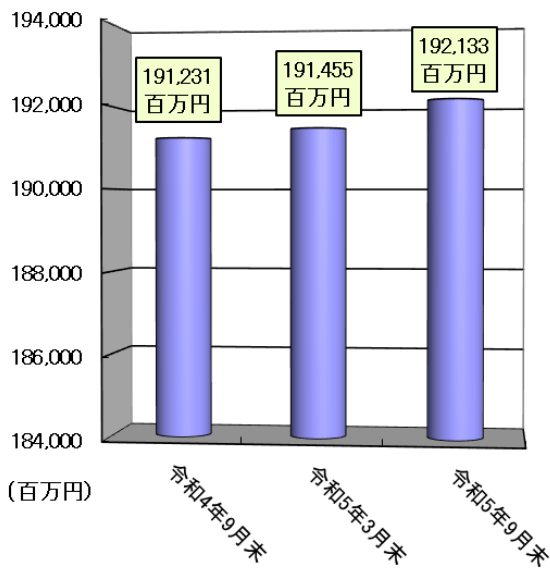
3. 損益の状況

(単位:百万円)

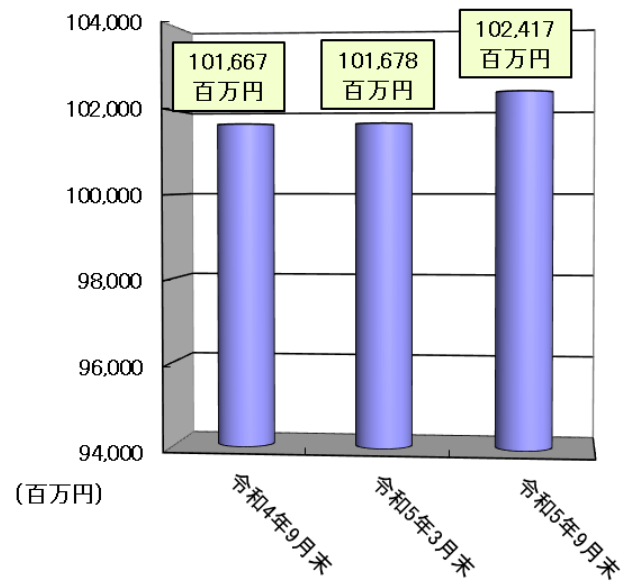
	令和4年4月～9月	令和5年4月～9月
経常収益	1,176	1,177
業務純益	151	169
実質業務純益	151	173
コア業務純益	151	173
コア業務純益(除く投資信託解約損益)	151	173
経常利益	143	149
当期純利益(税引き前)	130	149

【解説】令和5年9月期の損益状況につきましては、地元中心の貸出金が堅調に推移し、その他大きな不良債権の発生もなかったことから、引き続き安定した収益を確保する事が出来ました。

■ 預金積金残高



■ 貸出金残高



4. 貸出金業種別残高

(単位：百万円)

業 種 別	令和5年3月末	令和5年9月末	対3月比
製造業	3,941	3,914	(99.31%)
農業・林業	—	—	—
漁業	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—
建設業	5,923	5,851	(98.78%)
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—
情報通信業	295	272	(92.20%)
運輸業・郵便業	1,171	1,136	(97.01%)
卸売業・小売業	8,682	8,406	(96.82%)
金融業・保険業	335	330	(98.50%)
不動産業	33,759	34,899	(103.37%)
物品賃貸業	138	128	(92.75%)
学術研究・専門・技術サービス業	4,022	4,107	(102.11%)
宿泊業	21	20	(95.23%)
飲食業	3,957	3,985	(100.70%)
生活関連サービス業・娯楽業	1,452	1,350	(92.97%)
教育・学習支援業	389	382	(98.20%)
医療・福祉	2,159	2,207	(102.22%)
その他のサービス	2,519	2,495	(99.04%)
小計	68,771	69,489	(101.04%)
地方公共団体	—	—	—
個人（住宅・消費・納税資金等）	32,907	32,928	(100.06%)
合計	101,678	102,417	(100.72%)

【解説】当金庫の貸出金は、都市型金融機関として農林漁業・鉱業等を除きほぼ全業種にわたっており、貸出金構成の上位から、「不動産業」「個人」「卸売業・小売業」「建設業」「飲食業」「製造業」等の順となっております。ご融資先につきましては、そのほとんどが地元先で、個人のお客様中心の構成となっております。また、「不動産業」につきましても、投機目的の貸出は一切なく、主に個人の方の地元における不動産賃貸業向けが中心となっております。

■ 自己資本比率

1. 自己資本比率（単体自己資本比率）

（単位：百万円）

年 度	自己資本比率	自己資本額
令和4年9月末	11.03%	11,256
令和5年3月末	11.13%	11,401
令和5年9月末	11.08%	11,492

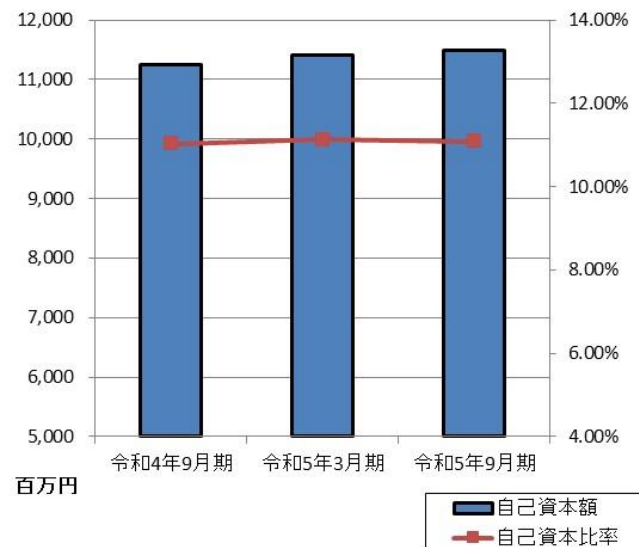
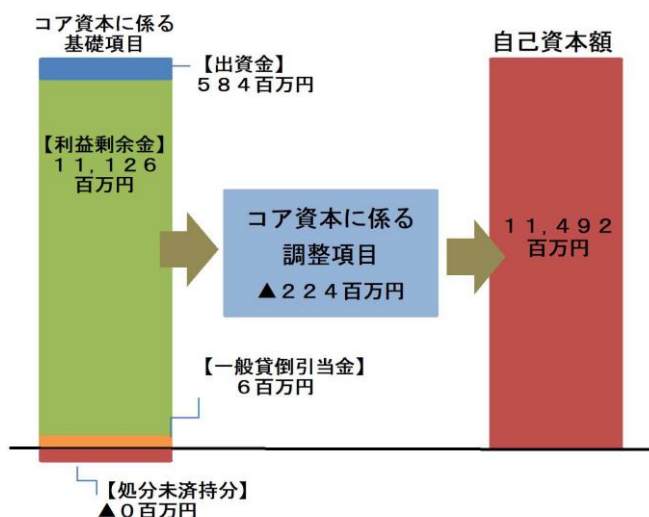
【解説】自己資本額につきましては、順調に利益が確保されたことにより11,492百万円となり、引き続き充実した内容を維持することができました。自己資本比率は、11.08%と国内基準（4%）を大幅に上回っており、引き続き高い水準を維持しております。

2. 自己資本内訳

（単位：百万円）

項 目		自己資本及び リスク・アセット等の額
コア 基礎 項目 に係 る	普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	11,710
	うち、出資金及び資本剰余金の額	584
	うち、利益剰余金の額	11,126
	うち、上記以外に該当するものの額	▲0
	コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	6
	うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6
コア資本に係る基礎項目の額(イ)		11,716
調整 項目 に係 る	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	84
	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	84
	前払年金費用の額	139
	信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—
	コア資本に係る調整項目の額(ロ)	224
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)		11,492
ア リ セ ス ク ト 等	信用リスク・アセットの額の合計額	99,542
	うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—
	うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—
	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た金額	4,154
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)		103,696
自己資本比率((ハ)/(ニ))		11.08%

【解説】当金庫の自己資本は長年にわたり将来の蓄えとして地道に積み重ねてきた特別積立金(100億円)を中心とした利益剰余金(111億円)中心の構成となっております。自己資本の内容につきましてもご安心いただける内容となっております。



3. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項 目	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	99,542	3,981
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	97,823	3,912
地方公共団体金融機構向け	791	31
我が国の政府関係機関向け	673	26
地方三公社向け	44	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	12,355	494
法人等向け	9,719	388
中小企業等向け及び個人向け	9,088	363
抵当権付住宅ローン	4,051	162
不動産取得等事業向け	48,818	1,952
3月以上延滞等	0	0
取立未済手形	13	0
信用保証協会等による保証付	451	18
出資等	649	25
上記以外	11,165	446
証券化エクスポージャー	—	—
リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,718	68
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計を8%で除して得た額	4,154	166
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	103,696	4,147

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。
 3. オペレーショナル・リスクについて、当金庫は基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

 4. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%
 5. 「3月以上延滞等」とは元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスクウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

■金融再生法にもとづく開示債権

1. 金融再生法をベースとした債権額 (令和5年9月末)

(単位:百万円)

	令和5年3月末	令和5年9月末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	33 (0.03%)	26 (0.02%)
危険債権	253 (0.23%)	240 (0.22%)
要管理債権	13 (0.01%)	12 (0.01%)
小 計 (金融再生法開示債権額)	300 (0.28%)	280 (0.26%)
正常債権	106,404 (99.71%)	107,133 (99.73%)
合 計 (総与信額)	106,704 (100.00%)	107,413 (100.00%)

【解説】金融再生法開示債権額は、前期末(令和5年3月末)に比べ19百万円減少し、総与信額も増加したため、総与信額に対する割合は前期末より0.02%低い、0.26%となりました。

(注)令和5年9月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条」に規定する各債権のカテゴリーにより分類し、以下の簡便な方法により算出しております。従って、令和5年3月末の計数とは算出方法が異なるため、計数は連続していません。

＜令和5年9月末の算出方法＞

- ①債務者区分については、原則として令和5年3月末時点における自己査定による債務者区分を基準とし、4月1日から9月末までに倒産、不渡り等の客観的な事実による債務者区分の変更等があった債務者については、当金庫の定める基準に基づく債務者区分見直し後の債務者区分になっております。
- ②「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」の金額は、債務者区分でいう破綻先及び実質破綻先に該当する債務者に対する債権の合計額です。
- ③「危険債権」の金額は、債務者区分でいう破綻懸念先に該当する債務者に対する債権の合計額です。
- ④「要管理債権」の金額は、債務者区分でいう要注意先に該当する債務者に対する債権のうち、貸出条件を緩和している債権及び3ヵ月以上延滞している貸出債権の合計額です。
- ⑤「正常債権」の金額は、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」以外の債権の合計額です。

■有価証券の状況

1. 売買目的有価証券 該当する取引はございません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの 該当する取引はございません。
3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等 該当する取引はございません。
4. その他有価証券

(単位：百万円)

5年9月末	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	1,201	1,200	1
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	1,201	1,200	1
	その他	4,001	3,281	720
小 計	5,203	4,481	721	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	37,659	39,284	▲1,625
	国債	4,104	4,316	▲211
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	33,554	34,968	▲1,414
	その他	195	216	▲20
小 計	37,854	39,501	▲1,646	
合 計	43,058	43,982	▲924	

【解説】信用度の高い国内債券を中心に、安全な運用を行なっております。

5. 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式等	9
信金中央金庫出資金	748
合 計	758

(注) 有価証券の時価は、令和5年9月末日の市場価格などに基づき算出されたものです。

■金銭の信託の時価情報

該当する取引はございません。

■デリバティブ取引の時価情報

該当する取引はございません。

■ 経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

1. お客様が融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客様のガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客様の意向を踏まえたうえで検討いたします。
2. 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客様の理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
3. 経営者保証を提供いただく場合、お客様の資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
4. お客様から既存の保証の変更・解除等の申し入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
5. 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
6. お客様からガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

■ 地域密着型金融・金融仲介機能の取組み

平成28年9月に金融庁から、「金融仲介機能のベンチマーク」が公表されました。

当金庫では「金融仲介機能のベンチマーク」を活用し、地域への金融仲介機能の強化を図るため、以下の独自ベンチマークを策定いたしました。

今後も、今まで以上に地域密着型金融・金融仲介機能の取組みを推進してまいります。

目黒信用金庫のベンチマーク	内容のご説明	令和5年3月実績
営業店半径500m以内の預金・融資残高の割合	預金残高全体に占める割合	59%
	融資残高全体に占める割合	52%
定期積金が預金全体に占める割合	契約額が預金残高全体に占める割合	24.7%
	残高が預金残高全体に占める割合	10.8%
得意先係（渉外）が占める割合	得意先係（渉外）が職員全体の人数に占める割合	26.0%

※本資料に掲載している計数は、単位未満を切り捨てて表示しております。

※なお、本資料に掲載している計数につきましては、仮決算に基づくもので正式な決算によるものではありません。

ふれあいを大切にしたい〈めぐろ〉です。



本部	目黒区中目黒3-1-30	代表 (3719) 0116
本店	目黒区中目黒3-1-30	代表 (3719) 0111
(東京共済病院出張所)		目黒区中目黒2-3-8
(目黒区役所出張所)		目黒区上目黒2-19-15
上目黒支店	目黒区上目黒2-49-17	代表 (5704) 4141
三谷支店	目黒区鷹番3-10-8	代表 (3711) 5221
中町支店	目黒区中町2-30-11	代表 (3711) 4141
洗足支店	目黒区洗足2-26-5	代表 (3783) 5651
西小山支店	品川区小山6-21-18	代表 (3787) 5411
不動前支店	品川区小山台1-11-16	代表 (3792) 6531
二葉支店	品川区二葉3-2-12	代表 (3785) 7811
荏原支店	品川区中延2-9-9	代表 (3783) 4211
鵜の木支店	大田区鵜の木2-2-12	代表 (3759) 5681
梅丘支店	世田谷区梅丘1-26-9	代表 (3429) 8201